

柏崎市立剣野小学校いじめ防止基本方針

令和2年 4月

不登校・いじめ対策担当

1 作成の趣旨

「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

2 これまでの経緯

- (1)平成25年 9月28日 「いじめ防止対策推進法」施行
- (2)平成25年10月11日 「いじめ防止等のための基本的な方針」策定（文部科学省）
※各校においていじめの問題への取組の一層の強化を図るよう要請
- (3)平成26年3月 「新潟県いじめ防止基本方針」策定（新潟県・新潟県教育委員会）
- (4)平成27年3月 「柏崎市いじめ防止基本方針」策定（柏崎市・柏崎市教育委員会）
- (5)平成29年3月 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定（文部科学省）
「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」策定（文部科学省）
- (6)平成30年2月 「新潟県いじめ防止基本方針」改定（新潟県・新潟県教育委員会）

3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◎具体的ないじめの態様

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

◎いじめ解消の状態

- ・いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされて

いる。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（「いじめ防止対策推進法」第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5 いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許さない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。（「生徒指導提要」より）

6 いじめる心理

いじめる側の心理として、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活をみることでいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる原因としては、① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、② 集団内の異質なものへの嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ ねたみや嫉妬感情、④ 遊び感覚やふざけ意識、⑤ いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。（「生徒指導提要」より）

7 いじめ未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

- ・「剣野っ子スキル」による学習ルールの徹底＝「聴く」「話す」「話し合う」
- ・「見通すこと」（学習課題の明確化・共有化）、「ふりかえること」（自己評価、相互評価）を大事にした授業展開
- ・「学び合い」の場面の設定＝「ペアトーク」「トリプルセッション」「グループワーク」等
- ・表現力の育成＝「書くこと」「話すこと」
- ・授業における「自尊感情」「自己肯定感」の醸成（授業における「生徒指導的機能」）
- ・少人数指導やTT指導による個別対応
- ・校内授業研究の実践＝1人1公開授業

(2) 道徳教育の充実

- ・いじめを見逃さない、許さない意識の醸成
- ・「なかよし月間」の展開＝①6月 ②11月（生活目標と連動させる）
- ・7月の学習参観日における全校一斉道徳授業の公開（人権教育、同和教育関連、懇談会での話し合い）
- ・第三中学校区共通指導計画をもとにした授業実践＝「生きる」シリーズの有効活用

(3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校生活における生活向上の諸問題の解決（自治能力の育成）
- ・あおぞら班（縦割り班による異学年交流）活動＝清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等
- ・児童会による「いきいき剣野っ子集会」（いじめ見逃しゼロスクール集会）の企画・運営（「なかよし月間」に合わせて実施）
- ・生徒指導部による年間を通した「あいさつ運動」（全校S S T含）、「スローガンポスター」、「ありがとうの木」の取組
- ・第三中学校区絆集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）への参加・発表（6年）
- ・学校行事を中心とした人間関係づくりS S Tの取組（運動会、全校遠足、あおぞらフェスタ、8の字大会）

(4) 体験学習の充実

- ・生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での体験活動、地域ボランティアの方との関わり

(5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等で、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動＝自己有用感や自尊感情の醸成
- ・教育期ごとの振り返り（第Ⅰ期～第Ⅴ期）

(6) 情報モラル

- ・児童のインターネットの使用状況やインターネット上の児童の姿等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。＝情報モラルに関する指導（授業実践、外部指導者による指導…2年、4年、6年+保護者）

8 いじめ早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

- ・早期発見のための児童アンケートの実施（「hyperQ - U」「Q-U」、「学校生活アンケート（いじめ・学校評価アンケート）」：年2回）

(2) 教育相談の実施

- ・アンケート調査の結果を受けた教育相談の実施
- ・日常の観察や情報をもとにした教育相談の実施
- ・「児童理解の会」「職員打ち合わせ」での情報共有・共通理解

(3) 各種たよりや連絡帳等の活用

- ・学年だよりや連絡帳を活用した児童及び保護者との連携

9 いじめ防止等の対策のための組織

○いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置し、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

○いじめ等が発見された場合は、「生徒指導校内委員会」を臨時に開催し、早期対応にあたる。

○いじめの兆候や児童の訴えを教職員は抱え込まず、組織的に対応する。

○いじめの問題に関する資料を5年間保存、児童の進学・進級や転学時の引き継ぎ、情報提供の徹底を図る。

【組織と役割】

名 称	メンバー ・ 内 容	開催時期	備 考
生徒指導委員会	・生活指導主任 ・不登校、いじめ対策係 ・各学年代表 ・教頭 ・(養護教諭)	・毎月1回 (定期)	・年間行事予定、月予定、 週予定に位置づける。
取組内容 (役割)	○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 ○いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割		関係法令 「いじめ防止対策推進法」第22条
生徒指導 校内委員会<Ⅰ>	・校長 ・教頭 ・生活指導主任 ・不登校、いじめ対策係 ・特別支援コーディネーター ・学級担任 ・学年主任 等	・問題発生時 (不定期)	関連法令 「いじめ防止対策推進法」第22条
取組内容 (役割)	○いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を校長が召集し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割		
生徒指導 校内委員会<Ⅱ> (重大事態発生時)	※生徒指導対策委員会に準ずる。 加えて、柏崎市教育委員会、柏崎市いじめ問題対策連絡協議会、心理カウンセラー、柏崎市教育センター専門職員 等	・問題発生時 (不定期)	関係法令 「いじめ防止対策推進法」第28条
重大事態とは	①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。 ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。 ○年間30日を目安、連続して欠席している場合は迅速に調査 ○児童生徒や保護者から重大事態に至ったと申立があつた場合は、学校側の判断にかかわらず、重大事態として報告・調査等に当たる。		
取組内容 (役割)	○「重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査」(聴き取りや質問紙による調査) ○関係機関との連携 等		

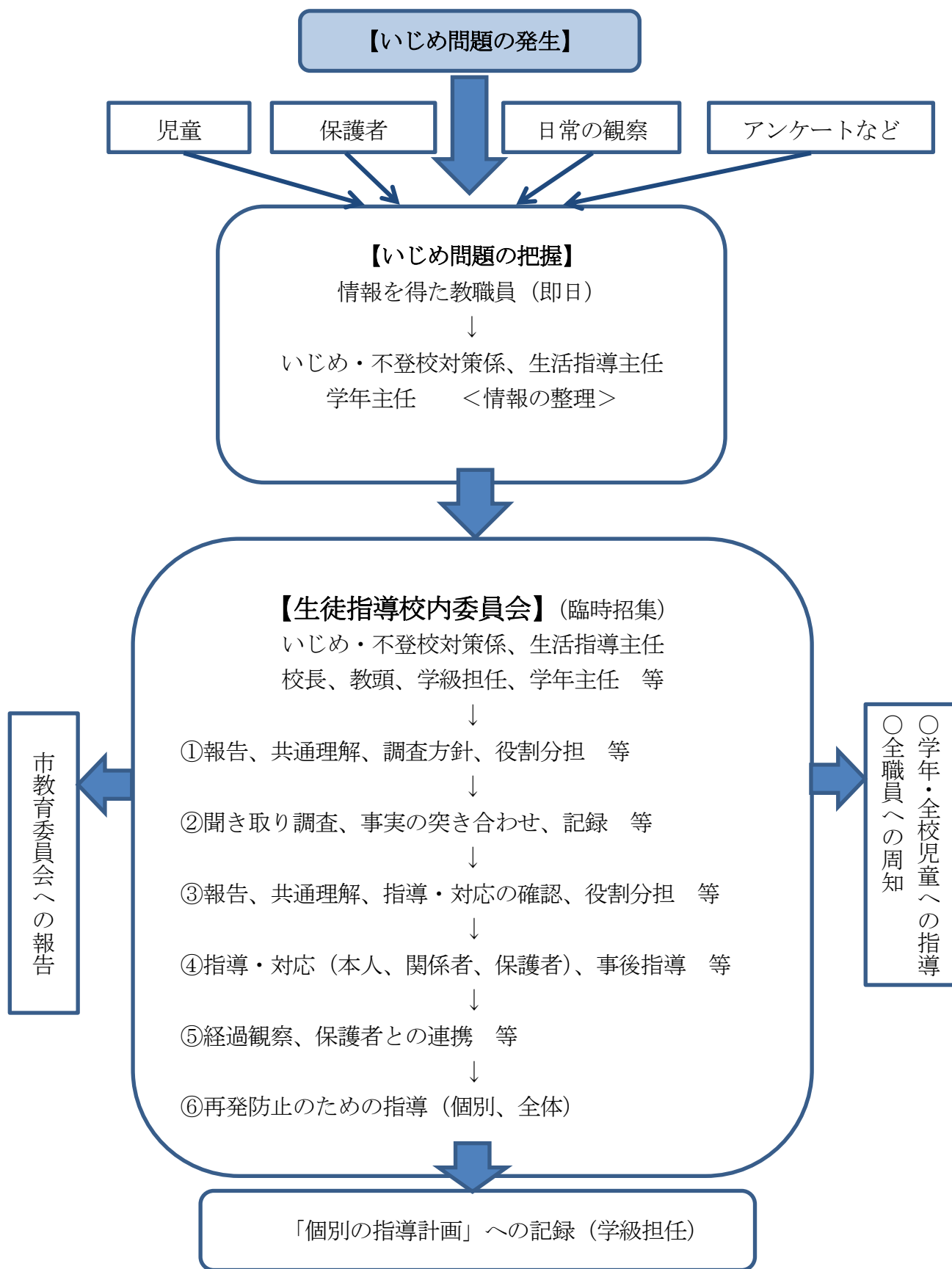
10 「校内規程」「教育計画」との関連

- 「校内規程集」－「学校危機管理対応マニュアル」－「児童にかかわる事故」－「いじめ」 参照
- 「教育計画」－「生活指導に関する指導の全体計画」－「各教科・領域等 経営計画 (生活指導)」

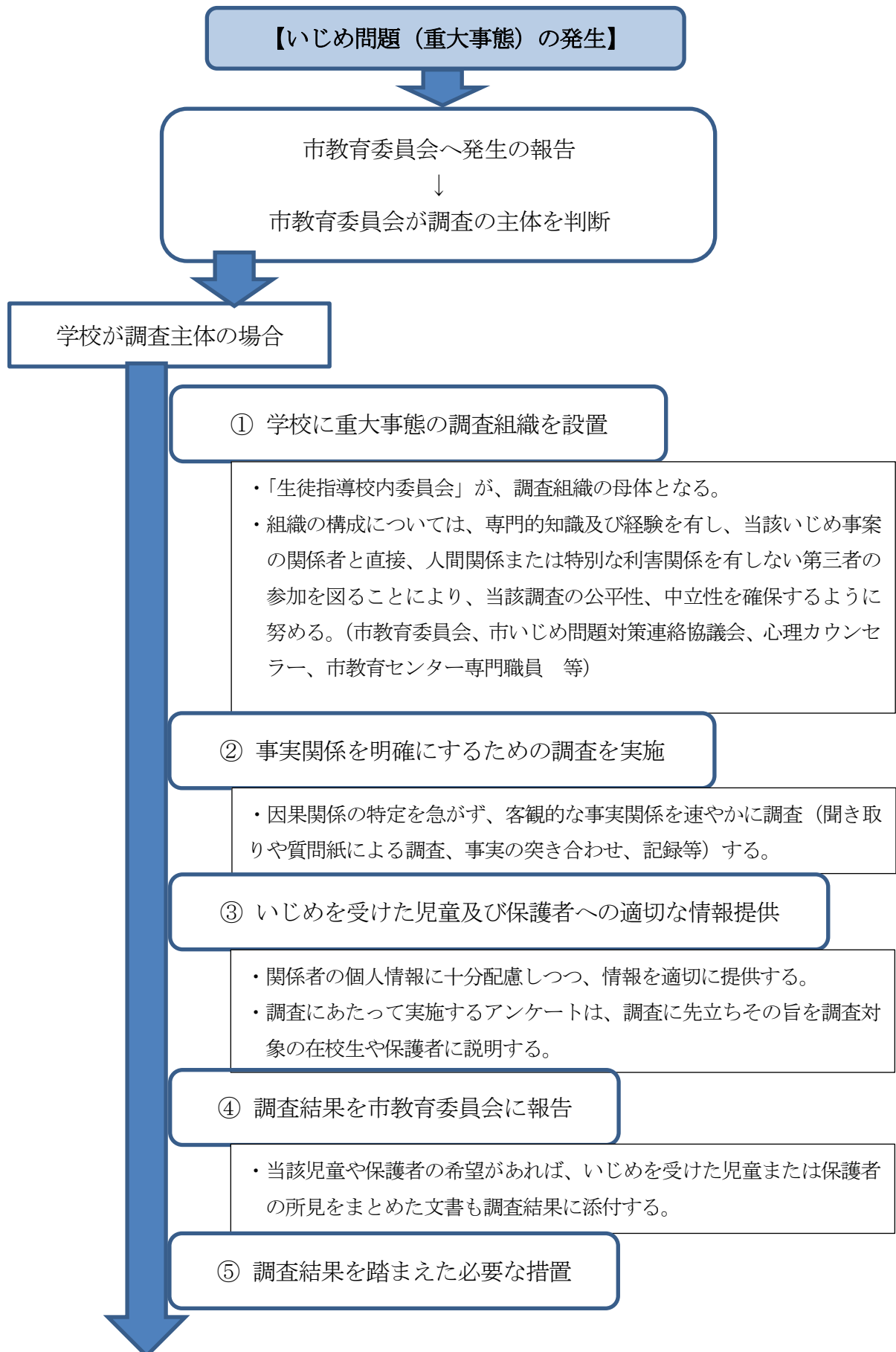
11 組織的対応の流れ（フロー図）

【いじめ発生時の組織的対応の流れ】

生徒指導校内委員会＜Ⅰ＞



【重大事態発生時における対応の流れ】



12 いじめの防止、早期発見、対応のための年間計画（調査・報告・研修を含む）

◆年間を通して、

「いじめを見逃さない、許さない意識の醸成」を図る。

月	取 組 内 容 <担当>	そ の 他
4	・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部> ・あおぞら班編制・顔合わせ会・ふれ合い活動（年間）<児童会> ・全校SST「あいさつ」<生徒指導部>	・PTA総会での説明（校長）
5	・人間関係づくり SST「あおぞら運動会」<学級活動> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部>	
6	「なかよし月間」① ・「ふわふわ言葉・ちくちく言葉」に関する指導<学級活動> ・hyperQ-U（1年生を除く）児童理解研修①<生徒指導部> ・「いきいき剣野っ子集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）」①<児童会> ・あおぞら班活動強調月間<児童会> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部> 【生活目標】 やさしい言葉でいっぱい学校にしよう（6，7月）	・全校朝会での指導（校長）
7	・「人権教育、同和教育」公開授業（授業参観日）<人権教育、同和教育> ・学校生活アンケート（いじめ・学校評価）①<学校評価委員会> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部> ・いじめ実態調査報告①<いじめ・不登校対策担当>	・学校評価アンケート①（学校評価委員会）
8	・人権教育、同和教育に係る職員研修、いじめに係る職員研修<研修部> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部>	
9	・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部>	
10	・「第三中学校区絆集会」への参加<6学年> ・人間関係づくり SST「全校遠足」<学級活動> ・人間関係づくり SST「あおぞらフェスタ」<学級活動> ・メディアに関する講話（6年・保護者）<生徒指導部> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部>	
11	「なかよし月間」② ・「いきいき剣野っ子集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）」②<児童会> ・あおぞら班活動強調月間<児童会> ・Q-U（1年生のみ hyperQ-U）児童理解研修②<生徒指導部> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部> ・いじめ実態調査報告②<いじめ、不登校対策担当> 【生活目標】 ありがとうを伝えよう（11，12月）	・全校朝会での指導（校長）
12	・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会<生徒指導部>	

1	・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会 <生徒指導部>	
2	・人間関係づくり SST「8の字大会」 <学級活動> ・学校生活アンケート（いじめ・学校評価）① <学校評価委員会> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会 <生徒指導部>	・学校評価アンケート② (学校評価委員会)
3	・児童理解研修③（次年度への引継） <生徒指導部> ・生徒指導委員会（兼いじめ対策委員会）必要に応じて生徒指導校内委員会 <生徒指導部> ・いじめ実態調査報告③ <いじめ、不登校対策担当>	

1 3 教職員指導と保護者・地域への説明

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（児童理解・いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止や児童理解に関する教職員の資質向上を図る。（児童理解の会、いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者を招いての研修、生活指導に関する研修の伝達講習 等）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、「学校いじめ防止基本方針」、いじめ防止等に関して、保護者に説明する機会を設定し、協力を依頼する。

(3) 家庭・地域への啓発と広報

「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開し、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

1 4 取組の評価・見直し・改善

○「学校評価」、「学校運営改善ワークショップ」（冬期休業中に開催）、「学校関係者評価委員会」等の機会を有効活用し、「いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、見直し・改善を図る。